

定期健康診断結果報告書

80311

労働
保険
番号

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号

対象年	7:平成 9:令和 → 元号 年 □□□ (月~月分)(報告 回目) 1~9年は右↑	健診年月日	7:平成 9:令和 → 元号 年 月 日 □□□□□□□□□□□□□□ 1~9年は右↑ 1~9月は右↑ 1~9日は右↑
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号()	電話 ()	

健康診断実施機関の名称		在籍労働者数	□□□□□人 右に詰めて記入する↑
健康診断実施機関の所在地		受診労働者数	□□□□□人 右に詰めて記入する↑

(*)労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数(右に詰めて記入する)

イ	□□□□人	ロ	□□□□人	ハ	□□□□人	ニ	□□□□人	ホ	□□□□人
ヘ	□□□□人	ト	□□□□人	チ	□□□□人	リ	□□□□人	ヌ	□□□□人
ル	□□□□人	ヲ	□□□□人	ワ	□□□□人	カ	□□□□人	計	□□□□人

健康診断項目	実施者数		有所見者数		実施者数		有所見者数		
	人	人	人	人	人	人	人		
聴力検査(オーディオメーターによる検査)(1000Hz)	□□□□	人	□□□□	人	肝機能検査	□□□□	人	□□□□	人
聴力検査(オーディオメーターによる検査)(4000Hz)	□□□□	人	□□□□	人	血中脂質検査	□□□□	人	□□□□	人
聴力検査(その他の方法による検査)	□□□□	人	□□□□	人	血糖検査	□□□□	人	□□□□	人
胸部エックス線検査	□□□□	人	□□□□	人	尿検査(糖)	□□□□	人	□□□□	人
喀痰検査	□□□□	人	□□□□	人	尿検査(たんたん)	□□□□	人	□□□□	人
血圧	□□□□	人	□□□□	人	心電図検査	□□□□	人	□□□□	人
貧血検査	□□□□	人	□□□□	人					

所見のあった者の人数	□□□□人	医師の指示人数	□□□□人
------------	-------	---------	-------

産業医	氏名 所属機関の名称 及び所在地
-----	------------------------

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

折り曲げる場合は()の所を谷に折り曲げる

様式第6号(第52条関係) (裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。
- 10 (*)の欄は、健診年月日現在において、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる以下の業務に常時従事する労働者を記入することとし、2以上の号別(イ～カ)に該当するものについては、主として従事する業務の欄に記入すること。
 - イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ 異常気圧下における業務
 - へ さく岩機、^{びょう} 打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
 - ト 重量物の取扱い等重激な業務
 - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ 坑内における業務
 - ヌ 深夜業を含む業務
 - ル 水銀、^ひ 砒素、^{ふっ} 黄りん、^{ふっ} 弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ヲ 鉛、水銀、クロム、^ひ 砒素、^{ふっ} 黄りん、^{ふっ} 弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務
 - ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
 - カ その他厚生労働大臣が定める業務
- 11 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査(オーディオメーターによる検査)(1000Hz)」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。
- 12 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。